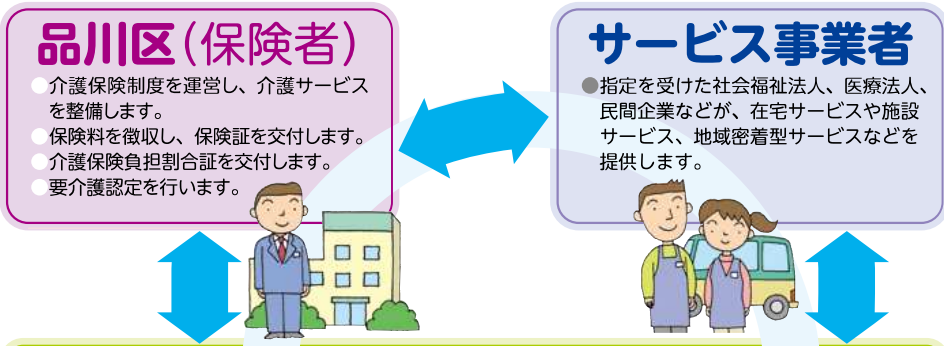


介護を社会全体で支え合う制度です

介護保険は、40歳以上のみなさんが被保険者（加入者）となって保険料を納め、介護が必要になったときには、介護サービスを利用できる制度です。住み慣れたまちでいつまでも安心して暮らせるように、みなさんの住む品川区が運営しています。



65歳以上の人
(第1号被保険者)

サービスを利用できるのは

介護や支援が必要と認定された人（どんな病気やけがが原因で介護が必要になったのかは問われません）

40歳から64歳までの人
(第2号被保険者)

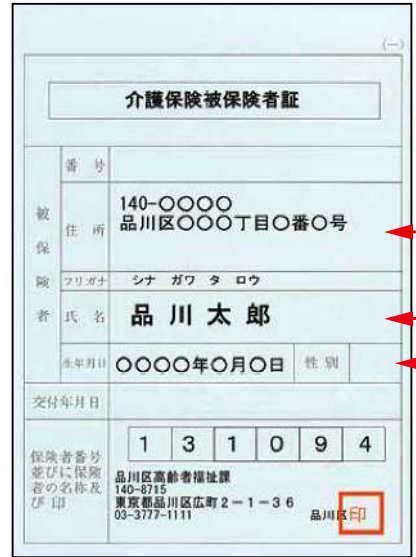
サービスを利用できるのは

加齢にともなって生じる**特定疾病**が原因となって、介護や支援が必要であると認定された人（特定疾病以外の原因で介護が必要になった場合は、介護保険の対象にはなりません）

特定疾病とは

- がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る）
- 関節リウマチ
- 筋萎縮性側索硬化症
- 後縦帯骨化症
- 骨折を伴う骨粗しょう症
- 初老期における認知症
- 脊髄小脳変性症
- 脊柱管狭窄症
- 早老症
- 多系統萎縮症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症
- 脳血管疾患（外傷性を除く）
- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、およびパーキンソン病
- 閉塞性動脈硬化症
- 慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節または股関節の著しい変形を伴う変形性関節症

保険証を大切に！



●ご自身の住所、氏名、生年月日が記載されます。



●1か月に利用できる上限(単位)が記載されます。

●要介護4の方の限度額は30万9,380円です。(標準地域の場合、P17参照)

こんなときに必要です

- 要介護認定の申請
- ケアプランの作成
- サービスの利用

保険証には有効期限はありません。ただし、要介護認定には有効期間があります。介護保険のサービスを利用する場合は、有効期間にご注意ください。

65歳以上の人は

65歳になった月(65歳の誕生日の前日の属する月)の前月に交付されます。

40歳から64歳までの人は

要支援・要介護と認定された人や、保険証交付の申請をした人に交付されます。

● 介護保険負担割合証(P16)

要介護認定者、介護予防・日常生活支援総合事業対象者には、保険証とは別に、介護サービス等の利用時の自己負担の割合を示す介護保険負担割合証が毎年7月下旬頃に交付されます。